

平成21年6月29日

関係者各位

破産者株式会社SFCG

上記破産管財人 瀬 戸 英 雄

元代表者使用車両の処分禁止仮処分

- 1 平成21年5月26日、東京地裁は、株式会社SFCG（以下「破産会社」）の破産管財人である当職の申立てにより、元代表者・大島健伸氏の使用車両（マイバツハ、以下「本件車両」）の現所有名義人である株式会社ブルーバード（以下「ブルーバード」）に対し、同車両の処分禁止仮処分の決定を下しました。同決定に至る経緯は、以下のとおりです。
- 2 当職の調査により、平成20年11月11日、破産会社はブルーバード（当時の代表取締役は大島健伸氏の妻）に対し、破産会社が所有していた本件車両及び平成8年登録のニッサンプレジデントを、合計金1000万円で売却し（以下「本件売買契約」）、平成21年3月5日に移転登録を経ていることが判明しました。
当職は、本件車両の価値に比して売買代金の額が不当に廉価であり、本件売買契約は破産法160条1項1号に基づく否認権行使の対象となると判断し、否認権に基づく登録抹消及び返還請求権を保全すべく、東京地裁に対し、処分禁止仮処分を申立てました。
- 3 東京地裁は、当職の申立てを相当と認め、ブルーバードに対し、本件車両の処分禁止仮処分の決定を下したものです。

以上